

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年6月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1 件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500765号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600019号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成27年7月10日は23万8,000円及び同年12月11日は39万6,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月
② 平成27年12月

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該各賞与の記録がない。私が保管する請求期間①及び②に係る賞与明細書を提出するので、調査の上、当該各期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された平成27年7月分及び同年12月分賞与明細書並びに同年年末調整通知書、A社の回答により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者から提出された平成27年7月分及び同年12月分の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は23万8,000円、請求期間②は39万6,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②に係る賞与支払年月日については、A社による回答から平成27年7月10日及び同年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500722 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2600018 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

請求期間において、厚生年金保険に加入しており、平成 25 年 10 月 5 日支給の給与から請求期間に係る同年 9 月分の厚生年金保険料が控除されていた。

この度、A 社から入手した給与台帳兼源泉徴収簿においてそれが確認できるので、調査の上、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが認められた上で、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

A 社の回答並びに同社が保管する請求者に係る平成 25 年 1 月から同年 9 月までの給与台帳兼源泉徴収簿（以下「給与台帳①」という。）及び同年 10 月から同年 12 月までの給与台帳兼源泉徴収簿（以下「給与台帳②」という。）により、請求者は、請求期間の前後を通じて同社に勤務していたことが認められるところ、同社は、請求者の請求期間当時の勤務形態について、給与台帳②の入社年月日欄に記載された「H25/09/01」を勤務時間の変更によるシステム上の年月日であるとした上で、平成 25 年 9 月 1 日付けで短時間勤務に変更し、同日以降は厚生年金保険の加入条件を満たしていない旨回答しており、請求期間において、請求者の勤務形態に変更があったことがうかがえる。

また、給与台帳②の 10 月欄を見ると、給与台帳①の 9 月以前と比べて大幅に減額された年齢給「80,000」の記載と共に、厚生年金欄には「26,825」と記載されており、11 月欄以降の厚生年金欄は空欄であるところ、A 社は、請求期間当時の請求者に係る給与の支払方法は末日締め翌月 5 日支払い、厚生年金保険料の控除方法は翌々月控除であるとした上で、当該 10 月欄の厚生年金保険料は平成 25 年 8 月分であり、請求期間に係る同年 9 月分の厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

なお、A 社における厚生年金保険料の控除方法については、同社から提出された請求者に係る平成 20 年分から平成 24 年分までの給与台帳兼源泉徴収簿に記載されている厚生年金保険料の控除状況と請求者に係る厚生年金保険の記録状況を踏まえると、翌々月控除であると判断できる。

さらに、日本年金機構から提出された A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、同社は請求者の資格喪失年月日を平成 25 年 9 月 1 日として届出を行っていることが確認できる上、B 市は、請求者の国民健康保険の加入状況について、平成 25 年 9 月 1 日に

加入した旨回答しており、請求者は請求期間において、同市における国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。